

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：12301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20086

研究課題名（和文）ファッションデザインの保護の現状と在り方 法制度間の役割分担の観点から

研究課題名（英文）A Study on the Protection of Fashion Design : From the Perspective of Division of Roles Between Legal Systems

研究代表者

山本 真祐子 (Yamamoto, Mayuko)

群馬大学・情報学部・講師

研究者番号：90965980

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、法制度の側のみではなく、ファッションビジネスの実態も踏まえつつ、各種の知的財産法の制度によるファッションデザイン保護にかかる横断的検討を試みるものである。具体的には、出願・登録を必要とする意匠権による保護に馴染まないファッションデザイン保護の現状とあり方につき、非登録型の制度（不正競争防止法2条1項3号、同法2条1項1・2号、商標権、及び著作権）による保護を、制度横断的に、役割分担の観点をも踏まえて検討した。

なかでも、不正競争防止法2条1項3号による保護の検討に注力し、イギリス法との比較検討を経たうえで、博士論文を提出した（現在公表の準備を進めている。）。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、ファッション業界のビジネスの実情を踏まえた、望ましいデザイン保護制度を構築するという社会的意義があるとともに、特定の視点から各種知的財産制度を横断して研究することで、知的財産法研究全体を深化させることにもなるという学術的意義があると考えます。

研究成果の概要（英文）：This research attempts a cross-sectional examination of fashion design protection under various intellectual property law systems, taking into account not only the legal system but also the actual state of the fashion business. Specifically, in regard to the current state and ideal state of fashion design protection, which is not compatible with registered design rights protection that require application and registration, protection under non-registration systems (Unfair Competition Prevention Act Article 2, Paragraph 1, Item 3, Article 2, Paragraph 1, Items 1 and 2, trademark right, and copyright) was examined cross-sectionally, taking into account the division of roles.

In particular, I focused on the examination of protection under Article 2, Paragraph 1, Item 3 of the Unfair Competition Prevention Act, through a comparison between the UK law, and submitted my doctoral thesis (currently in preparation for publication).

研究分野：知的財産法

キーワード：知的財産法 ファッション デザイン 不正競争防止法 商標法 著作権法

1. 研究開始当初の背景

ファッションデザイン保護の在り方については、未だに大きく二つの立場が対立している。すなわち、一方には、模倣はファッションサイクルを加速させ、迅速な展開と大きな売上をもたらすものであるために、逆説的にデザイナーの利益になるとの立場が存在し (Kal Raustiala and Christopher Sprigman, the knockoff economy 69 (2012) [日本語訳] K.ラウスティアラ=C.スプリグマン (山形浩生=森本正史訳・山田奨治解題) 『パクリ経済 コピーはイノベーションを促進する』47頁(みすず書房、2015))、他方には、ファッション産業においても一定のデザイン保護はイノベーションを促進するという立場が存在する (C.Scott Hemphill and Jeannie Suk, THE LAW, CULTURE, AND ECONOMICS OF FASHION, Stanford Law Review Vol.61 Issue5, pp149, 2009 等)。

これらの立場は、いずれが正しいというものではなくそのバランスこそが重要であり、かつ最適なバランスはデザインの性質によって変わってくると考える。すなわち、ファッションデザインには、季節性や流行性といった要因によりライフサイクルが短いデザイン(例:衣服等)がある一方で、季節や流行による影響を相対的に受けにくいためにライフサイクルが長く、それ故にデザイン自体がブランド化することも生じ得るもの(例:鞆、靴、時計等)も存在する。更には、着用するという機能的な要素の制約を相対的には強く受けにくいタイプのデザイン(例:生地デザイン等)や、かかる機能的な要素を相当程度犠牲にしたタイプのデザインも存在する。かようなファッションデザインの多様性に鑑み、本研究では、いかなるファッションデザインにつき、いかなる態様・程度で保護すべきであるのかという問いについて、特定の法制度ではなく、デザイン保護法制を横断的に検討する。

2. 研究の目的

いかなるファッションデザインにつき、いかなる態様・程度で保護すべきであるのかという問いについて、特定の法制度ではなく、デザイン保護法制を横断的に検討することを目的とする。

3. 研究の方法

ファッションビジネスにおいては、一度に大量の商品が展開される反面、それぞれのデザインの性質が多様であり、更にはその性質が変化することもある等といったファッション・プロダクツのデザイン特有の事情により、時期や状況に応じて、複数の知的財産法の保護を選択的に活用する戦略を検討することが必要となる。かような観点に立脚した場合、現行法にどのような課題があるのか、立法論的な対策としてはどのようなものがありうるのかということ考察した。

具体的には、意匠権、著作権、不正競争防止法2条1項1・2号、商標権による保護の現状を確認したうえで、これらによっては十分にファッションデザイン(特に衣服デザイン)の保護がなされず、かつ法制度の役割分担の観点からはそれでよいことを確認した(ただし、意匠権についての立法論がありうることについては、「4」で後述する。)

そのうえで、日本と同様に、意匠権、著作権、不正競争防止法2条1項1・2号、商標権によっては十分な保護が叶わない一方で、EU非登録意匠権に由来する補助的非登録意匠権によって3年間の保護がなされるほか、独自の非登録意匠権(以下「UK非登録意匠権」という。)によって基本的に10年間(5年の独占権と5年のライセンス権)の保護もなされうるイギリスの制度との比較検討を行いながら、不正競争防止法2条1項3号の保護要件、保護範囲、保護期間のあり方を検討した。

4. 研究成果

本研究においては、ファッションデザインの保護について、特に不正競争防止法2条1項3号の保護要件、保護範囲、保護期間それぞれのバランスのとおり方を、ファッションデザイン(特に衣服デザイン)特有の模倣の利益の必要性をも踏まえながら、検討した。

その結果、その保護要件は低くすべきであり(新規性や非容易創作性のような要件は不要である。)その保護範囲は狭くすべきであるが(商品形態のうち、一部の模様共通性のみを強調するような判断については、謙抑的であるべきである。)その保護期間は、現行法よりも伸長すべきである可能性があるとの知見を得た。すなわち、まず、保護の終期の起算点を、現在の裁判実務(知的高判平成28.11.30判時2338号96頁[スティック型加湿器二審]等)よりも遅らせることにより、ファッションビジネスの投下資本の回収実態に沿った保護期間とする必要がある。のみならず、そもそも保護期間自体を、現行法の3年から5年に伸長すべきであるかもしれない。なぜならば、現行法下においては、ファッションデザインについて、不正競争防止法2条1項3号による保護期間の3年の間に、同法2条1項1号等による保護につなげていくには、後者が求める有名性のハードルが高すぎるため、これら制度間に保護の間隙が生じているためである(なお、後者の有名性のハードルの高さ自体は、制度間の役割分担の観点から、正当化されることを確認した。)そうすると、事前に、ライフサイクルの長期化を予測しえずに、意匠権を得ることが叶わなかったファッションデザインは、仮にその後何らかの事情によってヒットし、ライ

フサイクルを長期化する状況に至ったとしても、不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の保護期間終了とともに流行として消費されてしまい、結果としてライフサイクルを長期化できないという事態が生じかねない。かような事態が、新商品開発インセンティブに及ぼす悪影響を憂慮するのであれば、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の保護につなげていく可能性を高めることを想定しつつ、同法 2 条 1 項 3 号の保護期間を 5 年に伸長することも一考の余地があるように思われる。

もっとも、保護期間の伸長については、別途意匠権にかかる立法論によっても対応できる可能性が残されている（意匠権の新規性喪失の例外にかかる期間の伸長等）。この点は、今後の検討課題とする。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 山本真祐子	4. 巻 75
2. 論文標題 商品に付した単一色で構成される表示につき，混同のおそれと著名性を否定することにより不正競争防止法2条1項1号・2号の保護を否定した事例 知財高判令和4.12.26令4（ネ）10051 [ルプタンレッドソール]	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 特許研究	6. 最初と最後の頁 75, 97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 山本真祐子	4. 巻 1583
2. 論文標題 商品等表示の特定方法	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 令和4年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊1583号）	6. 最初と最後の頁 249, 250
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山本真祐子	4. 巻 77(3)
2. 論文標題 デッドコピー規制におけるありふれた形態と「他人の商品の形態」の「模倣」 - 大阪地判令和5.10.31令4（ワ）6582 [パール付き衣服] を題材に -	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 63, 87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山本真祐子	4. 巻 なし
2. 論文標題 シリーズ商品に共通するデザインの商品等表示としての保護 商品等表示の特定方法に関する一試論	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『知的財産法政策学の旅』（田村善之先生還暦・弘文堂）	6. 最初と最後の頁 22, 43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山本真祐子
2. 発表標題 デッドコピー規制による現代衣服デザインの法的保護の現状と在り方 イギリス法と日本法の比較検討
3. 学会等名 日本工業所有権法学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

ファッションIPローの可能性（1） https://yuhikaku.com/articles/-/12355 ファッションIPローの可能性（2） https://yuhikaku.com/articles/-/12356 ファッションIPローの可能性（3・完） https://yuhikaku.com/articles/-/12357 著作権法によるプロダクト・デザインの保護の可能性（1） https://yuhikaku.com/articles/-/12558 著作権法によるプロダクト・デザインの保護の可能性（2） https://yuhikaku.com/articles/-/12559 著作権法によるプロダクト・デザインの保護の可能性（3） https://yuhikaku.com/articles/-/12560 不正競争防止法2条1項3号によるファッションデザイン保護（1） https://yuhikaku.com/articles/-/12834 不正競争防止法2条1項3号によるファッションデザイン保護（2） https://yuhikaku.com/articles/-/12835 不正競争防止法2条1項3号によるファッションデザイン保護（3） https://yuhikaku.com/articles/-/12836 不正競争防止法2条1項3号によるファッションデザイン保護（4・完） https://yuhikaku.com/articles/-/12837 デジタルファッションと知的財産（1） https://yuhikaku.com/articles/-/13021 デジタルファッションと知的財産（2）

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------